

豊中市立地適正化計画における誘導施設

誘導施設	誘導施設の定義
集会機能付ホテル	旅館業法第2条第2項に定める「旅館・ホテル営業」を営む施設のうち、集会機能を有する施設（会議場、催場など）を備えるもの ※集会機能：不特定多数の人が集会・娯楽・催し物などのために使用する施設で1室の床面積が400㎡以上のもの
大型商業施設	床面積10,000㎡以上の店舗（飲食店含む）または床面積10,000㎡以上の複合商業施設（店舗（飲食店含む）の用に供する部分の床面積5,000㎡以上を有するものに限る）。
百貨店	床面積10,000㎡以上の店舗（飲食店含む）または床面積10,000㎡以上の複合商業施設（店舗（飲食店含む）の用に供する部分の床面積5,000㎡以上を有するものに限る）。
保健センター	地域保健法第18条第2項に定める「市町村保健センター」
交流施設	社会教育法第21条に基づき市が設置する「公民館（分館は除く）」、豊中市コラボセンター条例第2条に定める「コラボセンター」の施設（市民などが地域活動や社会貢献活動を行うための機能を有する施設）で、市が設置するもの
病院	医療法第1条の5第1項に定める病院
介護予防センター	市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例第2条第5号に規定する事業者が同号の事業を実施する施設
子育て支援センター	豊中市立子育て支援センター条例第3条に掲げる事業を実施する施設
母子父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条に規定する母子・父子福祉施設
福祉活動支援センター	社会福祉法第109条第1項に規定する団体が同項に掲げる事業を実施する施設
生活情報センター	豊中市立生活情報センター条例第3条に掲げる事業を実施する施設
野球場	豊中市体育施設条例第2条に規定する体育施設のうち、1,000席以上のスタンドを有する野球場
市民ホール	市民ホール条例第2条に規定する市民ホールのうち、1,000席以上の客席を有するホールを有するもの
障害福祉センター	豊中市立障害福祉センター条例第3条に掲げる事業を実施する施設
大学	学校教育法第1条に規定する大学
学校等支援拠点施設	教育相談などの児童・生徒支援機能や放課後・休日の学習支援を実施する学力向上支援機能を有する施設で、市が設置するもの
図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館のうち、豊中市立図書館みらいプランの施設階層が「中央館」又は「地域館」に該当する市が設置する公立図書館
就労支援施設	職業安定法第29条に規定する無料職業紹介事業、就労支援事業や生活困窮者自立支援事業を実施する施設で、市が設置するもの
児童発達支援センター	豊中市立児童発達支援センター条例第4条に掲げる事業を実施する施設